

## 土木森林環境委員会会議録

日時 令和5年10月5日(木) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午前11時58分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 長澤 健  
副委員長 飯島 力男  
委員 望月 勝 水岸富美男 渡辺 大喜 土橋 亨  
白壁 賢一 佐野 弘仁 福井 太一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

林政部長 入倉 博文 林政部次長 信田 恭央  
林政部技監 岸 功規 林政部参事 金丸 悟  
森林政策課長 小澤 浩 森林整備課長 伊川 浩道  
林業振興課長 堀内 直 県有林課長 末木 洋一  
治山林道課長 山口 義隆

環境・エネルギー部長 関 尚史 環境・エネルギー部次長 雨宮 俊彦  
環境・エネルギー部参事 功刀 稔永  
環境・エネルギー政策課長 加藤 栄佐 大気水質保全課長 中川 直美  
環境整備課長 守屋 英樹 自然共生推進課長 保坂 一郎

県土整備部長 椎葉 秀作 県土整備部理事 小島 一男  
リニア推進監 伊良原 仁 県土整備部次長 古屋 登士匡  
県土整備部技監 秋山 久 県土整備部技監 若尾 洋一  
総括技術審査監 野沢 清次 県土整備総務課長 高橋 義徳  
建設業対策室長 河合 秀樹 リニア整備推進室長 吉野 一郎  
用地課長 佐原 淳仁 技術管理課長 殿岡 徳仁  
道路整備課長 立川 学 高速道路推進課長 壺屋 嘉彦  
道路管理課長 櫻田 学 治水課長 蛭原 秀典 下水道室長 金子 英人  
砂防課長 内藤 浩史 都市計画課長 五味 勇樹  
景観まちづくり室長 内藤 広 建築住宅課長 久保 正樹  
住宅対策室長 武藤 勉 営繕課長 大澤 光彦

議題 (付託案件)

- 第66号 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
- 第67号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第68号 令和5年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算(第2号)
- 第75号 権利放棄の件
- 第77号 恩賜県有財産の貸付料の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、林政部、環境・エネルギー部、県土整備部の順により行うこととし、午前10時から午前10時53分まで林政部、環境・エネルギー部関係、休憩をはさみ、午前11時10分から11時58分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 林政部、環境・エネルギー部関係

※第67号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(県有施設LED照明機器整備事業費について)

望月(勝)委員 地球環境問題でCO<sub>2</sub>の削減という中で、北巨摩、南巨摩の合同庁舎を4工期に分けてLED化にしていくということでございますが、最初の第1工期の予算が5億9,800万円を予定しているようですけれども、これによって何か所ぐらいLEDの交換ができるのかお聞きします。

加藤環境・エネルギー政策課長 今回の補正予算によりまして、北巨摩合同庁舎及び南巨摩合同庁舎など、19施設の整備を予定しております。

全体につきましては、施設の状況、円滑な工事発注などを勘案しまして、営繕課において、合計で68施設を予定して、順次整備を進めることとしています。

望月(勝)委員 全体の計画で、68施設ということでございますが、68施設をLED化した場合の電力の削減が従来のものとどの程度変わってくるのか教えていただきたいと思えます。

加藤環境・エネルギー政策課長 LED化の整備によりまして、電力の使用量、明かりの部分につきましては、おおむね66%削減できるものと見込んでおります。

望月（勝）委員 電力使用量が66%削減できるということでございますが、このLED化によって、温室効果ガスの削減の対比を教えてください。

加藤環境・エネルギー政策課長 CO<sub>2</sub>削減量につきましても、試算しているところでございまして、今回の第1工期から第4工期までの完了による累計の削減量につきましては、年間で2,092トンを見込んでいるところでございます。

望月（勝）委員 この削減、今2,092トンということでございますが、目標値に対して、どの程度目標が達成されるのか伺います。

加藤環境・エネルギー政策課長 排出事業者である県庁としての目標削減量は2万トン余りを目標としているところでございまして、年間で2,092トンでございますので、約1割に当たるところでございます。

望月（勝）委員 今の答弁だと、2万トンですか、あと残りは達成できるということですよ。

加藤環境・エネルギー政策課長 県有施設全体のLED化を進めますと、年間5,342トンということで、県庁の目標の削減量の27%、約3割に当たるところでございます。

望月（勝）委員 県庁内の施設の中で、5,342トン、約3割が、LED化になるということでございますが、あとの残りの7割ぐらいの状況をお伺いいたします。

加藤環境・エネルギー政策課長 残り7割にどう取り組むかといったところかと存じますが、県有施設につきましては、設置可能な建物、また駐車場など、そういったところには太陽光発電設備を2040年までに原則100%導入を目指すほか、公用車の導入、更新につきましては、原則として次世代型の自動車を調達することとしております。

また、庁内の省エネを狙ったOA機器等につきまして、計画的な切替えを図るなどの取組に加えまして、ウェブ会議の活用による公用車の利用抑制、不用な照明設備の消灯、OA機器の小まめな電源オフ、こうした節電励行など、温室効果ガスの排出削減に向けて、全庁で取り組むこととしているところでございます。

さらに、省エネと創エネの取組を推進した上で、さらに不足する分については、再生可能エネルギー電力の調達も検討していく必要があると考えてございます。

望月（勝）委員 今の答弁で、3割が終わるということで、残りの7割を庁舎外の駐車場とか、また公用車、そのほか太陽光を使ったり、また電気自動車等も公用車の中に入れていくということでございますが、やはり二酸化炭素の削減に、これからも全4工期を加えて、100%達成できるように、ぜひよろしく申し上げます。

加藤環境・エネルギー政策課長 委員御指摘のとおり、国、市町村、脱炭素化は県庁のみならず、市町村、事業者、個人の方々、みんなで取り組むといった中で、県庁で率先して模範を示しながら、こういったことに取り組めるように一丸となって削減に向けて努めてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 県庁が率先して、各地方自治体、市町村もあるわけですけど、そうしたところに対しても、県が、見本や成果が出せるような施策を取っていただきますようよろしくお願いします。ありがとうございました。

加藤環境・エネルギー政策課長 国におきましても、GX推進法等におきまして、今後10年で150兆円といった大きな予算が流れてくるということでございますので、県としても施策を考えながら、みんなで取り込めるような施策も考えながら工夫に努めて、削減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

白壁委員 エネルギー関係の話が出たんですが、目標値があるということは、計画書があるので、その計画書をぜひ見せていただいて、その昔、今から十数年前にエネルギーの地産地消があったよね。その関係との整合性を取りたいので、その計画書をぜひ出していただいて、KPIがもう決まっているわけだから、いつまでにどの程度のもので、どういうものをどのようにやっていくのかということをご皆さんに分かっていただくためには、ぜひその資料の提出をお願いしたいと思います。

長澤委員長 ただいま白壁委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部に資料要求いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

長澤委員長 執行部に申し上げます。ただいま白壁委員から要求のありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、各委員に配付をお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第68号 令和5年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第2号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第75号 権利放棄の件

質疑

飯島（力）副委員長 権利放棄の件ですが、今回、権利放棄する債権の不当利得返還請求権について、具体的な内容をお伺いします。

伊川森林整備課長 本債権は、原因者である債務者が森林内に違法に搬入した土砂が崩落し、一級河川の仲間川に流出、埋塞させたため、原因者に土砂の撤去等を直ちに命じましたが、原因者はこれに従いませんでした。しかしながら、下流住民の安全確保が急務であったことから、県が土砂の撤去や仮排水路等の応急対策を実施し、これに要した費用は、本来、原因者が負担すべきもので、不当に得た利益であることから、相手方に負担すべき費用であることを通知した上で、今回、民法704条に基づき返還するよう請求したものでございます。

飯島（力）副委員長 債権を放棄する理由については、債務者が死亡し、相続人も相続放棄したからとのことですが、債権放棄の判断に至るまでの経緯について伺います。

伊川森林整備課長 本債権は、平成23年8月から平成25年6月にかけて、土砂崩落の応急対策等に要した費用を請求し、債権の回収に取り組んだところでございます。

こうした中、平成26年に債務者が死亡し、平成29年までに全ての相続人が相続放棄をしたため、債務者のなき債権となったものでございます。

その後も債権回収に取り組みましたが、財産調査で判明した債務者名義の不動産4筆の土地につきましては、換価した場合にはつきましても、その手続に必要な費用を上回る見込みがなく、また、このように自然消滅しない債権を保有し続けることは管理コストがかかる一方であることから、債権放棄の判断に至ったものでございます。

飯島（力）副委員長 今回、このように違法な土砂の埋立て等は大きな災害につながります。応急的な対応の結果、多額の債務が生じる要因ともなることから、県としてはどのように対応しているのか伺います。

伊川森林整備課長 本事案の発生以前は、土砂の埋立て等、包括的に規制する法律や条例がなかった

ため、事案発生の翌年の平成19年に、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例を制定しまして、一定規模以上の土砂の埋立て等を規制することとし、埋立て等の内容を審査するとともに、違反事案については直ちに是正措置等を指導するなど、土砂崩落等による災害防止を図っているところでございます。

白壁委員 時効との関係はどのようになっているのか。

伊川森林整備課長 本債権につきましては、まず資料の1、2ページを再度御確認いただきたいと思

います。  
まず②の平成23年度、森林整備課並びに治水課の債権につきましては、時効の満了期限につきましては令和3年10月1日となっております。次に、その下、平成24年度の森林整備課の請求分、76万1,250円につきましては、これは令和5年3月12日に時効期限の満了を迎えております。最後に、平成25年度の森林整備課の請求分、75万6,000円につきましては、令和5年8月7日に時効期限を満了してございます。

しかしながら、本債権は時効期限を満了した中でも、本人も死亡、この時効について援用を申し立てる相続人も全て相続放棄ということで、援用の見込みがないことから、債権自体は消滅しない状態で残っている状況になってございます。

長澤委員長 本案は、県土整備部関係の議案の審査において、討論及び採決を行います。御了承願います。

## ※第77号 恩賜県有財産の貸付料の件

### 質疑

福井委員 昨日の本会議でも大変話題になったことではありますけれども、県民の関心もすごく高いと考えています。

貸付料の最初に改定する日までの間というところですが、県側と富士急側と隔たりが恐らく大きいのかなと考えておりますけれども、今後改定に向けての両者の話し合いがなされると思いますが、スケジュール感をお示しいただければと思います。

小澤森林政策課長 相手方である富士急行の御都合とか、御指摘のとおり、かなりハードルが高いとい

いますか、難しい課題でございますので、いつまでというように明確にお示しすることはなかなか難しいところではございますが、我々としましても、速やかに交渉に入るとい

福井委員 分かりました。速やかにという、なかなか詳しい日程については示せないという

ころでありますけれども、ぜひ一刻も早く、両者がしっかりと交渉をする中で、新しい貸付料について改定をしていっていただきたいと思います。

小澤森林政策課長 我々としても、なるべく早くこの問題を解決していきたいと考えておりますので、鋭意交渉に努めてまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(国際交流「世界の森やまなし」キックオフイベントについて)

福井委員 まず、国際交流「世界の森やまなし」について伺います。

10月19日行われるキックオフイベントですけれども、私も出席させていただきます。

諸外国との友好促進、それからSDGs実現に向け、よきスタートとなるように期待しております。

6月定例会の当委員会でも発言させていただきましたけれども、富士山だけでなく、南アルプス、そして甲武信といったユネスコエコパークもあるわけですから、こちらについてもアピールできる場となるように御提案をさせていただきました。御検討いただくということでしたが、検討結果について教えてください。

末木県有林課長 10月19日、鳴沢村の会場でキックオフイベントを開催し、世界各国に向けて、山梨県のよさをPRする。その中で北杜市方面、エコパーク等、昼食のときにレセプションを行い、食の提供をするとともに、いろいろな産業や観光などのブースを設けて、PRをさせていただく段取りとなっております。

福井委員 PRというのは、ユネスコエコパークという形になるのか、それとも各市町村というPRになるのか教えてください。

末木県有林課長 具体的に南アルプスとか、甲武信とかとそれぞれのエコパークとして紹介をさせていただく予定としております。

福井委員 南アルプスユネスコエコパークも来年で10年という節目になるわけですけれども、なかなか機運もしぼんでいるところですので、今回のイベントを機に、そちらも盛り上げていただけたらと期待しております。

(県有林内登山道許可申請の簡素化について)

次に、県有林内にある登山道の維持管理に関して、県へ許認可申請を行う際の提出書類の簡素化について伺います。

私の地元北杜市は、甲斐駒ヶ岳や八ヶ岳、瑞牆山など著名な山々を抱え、日々多くの登山者が訪れています。このため登山道の利用者が多く、植生の保全のための登山道整備は極めて重要であり、それが安全な登山にもつながります。

このため、登山道の管理では、倒木の処理、また階段や柵の設置など、周辺の樹木を伐採、利活用するケースがありますが、県へ提出する申請書類の作成に大きな労力を要すると聞いています。

法令に基づく許認可なので、必要性は十分理解しますが、そこでまず初めに、県有林内にある登山道を管理者が周辺の樹木を使って維持管理しようとする場合、必要となる申請にはどのようなものがあるか伺います。

末木県有林課長 県有林は、森林法の適用を受けますので、例えばその場所が保安林であって、この周辺の樹木を利用しようという場合は、保安林内の保安林内立木伐採許可、また保安林内作業許可が必要となります。

保安林でない場所、普通林の場合は、市町村への伐採及び伐採後の造林の届出が必要となります。

そのほか、地域によりましては、自然公園法等の許認可が必要になる場合もございます。また、こうした法令の規制以外に、恩賜県有財産管理条例に基づきまして、県の産物を買収する主産物買受申請が必要となります。

福井委員 ありがとうございます。法令や条例によってさまざまな申請が必要であるということが分かりました。

一つの例ですけれども、県有林内で北杜市が土地を借受け、管理者となっている登山道があります。市は民間団体に管理を委託しているケースの場合ですけれども、この団体は市からの委託により県への申請書類を作成していますけれども、整備等にしたい樹木に一本一本メジャーテープを当てて、長さや太さを測って写真を撮る、それを地図上にプロットする。非常に労力を要していると聞いています。

登山道の整備は利益を求める業とは異なる善意の行為である上、県としても県有林の施業や管理のための歩道として利用できるなど、森林整備の促進にもつながると考えます。

こうした作業を行う前の書類作成の段階で、既に多くの労力を要求することは、登山道管理上の足かせにならないか心配しますけれども、添付する資料とは膨大な量なのか伺います。

末木県有林課長 森林法等の法令に基づく申請につきましては、添付書類が規定されておりますので、原則定型的なもののみとなります。

一方で、県有林木の買受けにつきましては、資材が必要な場合、麓から人力で登山道をずっと運び込むということは非常に重労働となりますので、登山道を整備したい箇所周辺の支障木等を活用していただくなど、管理者の利便性に配慮してございます。

この場合に支障木等を活用したいという場合は、まず買受者が現地調査において使いたい木を特定した後に、改めて職員が現地で立ち会って価格を算定する、それに必要となる伐採木の長さや直径といった情報収集を行うという方法もございますが、日程調整でありますとか、再度の現地調査など、相手方の負担軽減を考慮しまして、買受者が行います最初の現地調査時に併せて写真を撮影して提出いただくという方法も採ってございまして、この場合、添付する資料が多くなる場合がございます。

福井委員

すごく膨大な量の資料が必要だということが分かりました。

どの業種もそうですけれども、限られた人手で働き方改革ということも求められる中、手続の効率化は申請者のみならず、県にとっても事務作業の縮減につながり、お互いのメリットが大きい業務改善となるのかなと思います。

植生の保全、それから登山者の安全確保のために欠かすことのできない大切な管理業務を行うに当たり、事前手続となる許認可申請は法令等の範囲内においてできる限り簡素化されることが望ましいと考えますが、県の所見を伺います。

末木県有林課長 法令に基づく許認可につきましては、書類の規定がございますので、困難であるということを御理解いただきたいと存じます。

その上で、県有林木の買受けにつきましては、県の財産管理という観点から、数量確認はしっかりと行う必要があるわけがございますけれども、売払いの事務の適正性と相手方の負担軽減の兼ね合いの中におきまして、どのようなことができるのかということを今後十分に検討させていただきます。

福井委員

ありがとうございます。管理委託をされている団体については、もう十分な実績があるので、何メートルの間を整備するには大体太さがどれぐらいで、何メートルの倒木がどのくらい必要なのかというデータもたくさん持っておりますので、ぜひ両者が、県側もそれから申請者もウィン・ウィンとなるようぜひ検討を進めていただきたいと思います。

末木県有林課長 条例や規定などの一定の決め事やルールがございますので、それは当然守った中で、お互いに、特に相手方に負担をかけない方法ができるのかということ十分に検討させていただきます。

(山梨県環境整備センターの新体制について)

福井委員

次に、山梨県環境整備センターの令和7年度以降の体制について伺います。

9月26日に山梨県環境整備センターの令和7年度以降の維持管理体制について、北杜市明野町の区長に対して説明会が開催されました。私も傍聴をいたしました。県からは地元の皆さんの意見を聞きながら進めていきたいとの方針が語られました。これは議員個人としても、また北杜市長、また地元選出の議員とともに幾度も要望してきたことに応えていただいたものと感謝をしております。

説明会では、地元の皆さんから資料の分かりづらさや結論ありきの説明でがっかりしたとか、7年度以降の県の関わりが分からない、広く住民に対して説明する機会を設けてほしいなどの声が上がりました。

地元の声を聞くということは、結論ありきではなく、地元の思いを今後のセンターの維持管理体制に反映するということだと考えています。

そこでお尋ねします。今後のセンターの維持管理体制について、地元との合意形成に向けて、どのように進めていくのか御所見を伺います。

守屋環境整備課長 今後の地元との合意形成についての御質問でございますが、この進め方につきましては、まずは改めて地元の地区の代表者に対して説明する機会を、年内を目途に設けたいと考えております。

説明会での地元からの意見を踏まえまして、令和7年度以降の維持管理体制の具体的な体制案を示すとともに、地元の方からの話がありましたけれども、より分かりやすい資料の作成、提示をして、説明をしていきたいと考えております。

福井委員 ぜひ、地元との信頼関係が揺るぎないものになるように、これからも丁寧に説明をお願いします。

守屋環境整備課長 今後も地元との信頼関係を崩さないように、丁寧に説明を行いながら、しっかりと意見を伺う中で、新たな維持管理体制についての検討を進めてまいりたいと考えております。

主な質疑等 県土整備部関係

※第66号 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第67号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（人口減少危機対策基礎調査費について）

渡辺（大）委員 県土の9ページ、住宅対策室の第8款土木費、第5項住宅費について質問させていただきます。人口減少危機対策基礎調査費として979万円計上されておりますけれども、出生率の低下は複雑な社会要因によるものだと考えられますが、住環境に着目して調査する理由をまず教えてください。

武藤住宅対策室長 委員がおっしゃるとおり、人口減少についてはさまざまな要因が考えられるわけですが、経済的な要因、働き方という要因がございますが、特に住宅に着目するという点でございますけれども、住宅につきましても、人が生活していく上で重要な基盤であります。そうしたところで、人口減少と何かしら関係があると考えております。

その中で、子供を生んでいくために、良好な住環境で生活すれば、人口減少の対策につながっていくと考えられますけれども、現時点におきまして、子育て世帯等がどのような住環境を求めているのか詳細まで把握できていない状況でございます。そうしたところから、今後より効果的に施策を立案していく必要がありますので、まず調査を行って、子育て世帯等が求める理想や実際の課題を調査・分析していきたいと考えております。

渡辺（大）委員 ありがとうございます。今の答弁ですと、子育て世代をターゲットとした調査になると思いますが、そのアンケートがどのようなものになるか分かりませんが、具体的な調査内容や方法について、もし詳しく分かれば教えていただきたいと思います。

武藤住宅対策室長 調査の方法でございますけれども、まず国が実施している住宅・土地統計調査な

どの既存の調査をさらに踏み込んで分析をしてまいりたいと考えております。そうしたのも踏まえて、実際に子育て世帯等にアンケート等を実施し、ヒアリングも行っていききたいと考えております。

加えまして、不動産業者や住宅メーカーにもヒアリングを行って、実際に子育て世帯が求めるような住環境を満たす住宅がどのような感じで流通しているのかということと、どこを把握しながら、何かしらの対策が見つかるかどうかというところで調査をしていききたいと考えております。

渡辺（大）委員 アンケート、ヒアリング等の調査を行うということですが、今後、その調査結果を踏まえて、どのように政策立案に生かしていくのかお伺いいたします。

武藤住宅対策室長 いろいろな調査を分析した結果、子育て世帯等が求める、実態の住まいと理想の住まいのギャップが分かってくると思いますので、そのギャップが何かを把握して分析していけば、ギャップが効率よく埋まるかというところを考えながら、効果的な施策の立案につなげていければと考えております。

渡辺（大）委員 ありがとうございます。子育て世代も、住んでいる方、移住者、さまざまなニーズがあると思いますので、しっかり調査していただき、立案に生かしていただきたいと思っております。

武藤住宅対策室長 委員のおっしゃるとおり、いろいろな方がいらっしゃると思いますので、調査の方法をよく考えながら、実際に効果的な立案につなげることを意識しながら調査をしていききたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第75号 権利放棄の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(中部横断道北部区間の早期事業化について)

福井委員 中部横断道北部区間の早期事業化について伺います。

1987年6月に中部横断自動車道が高規格幹線道路網として閣議決定されてから34年、令和3年8月に山梨～静岡間が全線開通しました。「君は太平洋を見たか、僕は日本海が見たい」この標語に心を踊らせて久しいわけですがけれども、長坂～八千穂間の日も早い事業化を望んでいる一人であります。

その上で、地元北杜市の住民の一部からは、以前より反対の声が上がっており、今後も丁寧な説明が必要であると考えています。

まず、国からのルート案が送付されたのはいつか伺います。

五味都市計画課長 国から具体的なルート案が示されたのは、今年の7月19日でございます。

福井委員 次に、住民説明会が開かれるということですが、その概要をお尋ねします。

五味都市計画課長 先般、報道でも流させていただきましたが、10月24日から4日間、甲斐市、韮崎市、北杜市において説明会を行います。

説明会の内容ですが、基本的には国から来た具体的なルート案を住民の皆様にお示し、都市計画決定をする必要性、効果を御説明させていただきます。

福井委員 ありがとうございます。4回の説明があるということで、私たちも案内をいただきました。可能な限り参加させていただきます。

7月19日の送付から最初の説明会の10月24日まで3か月あります。この間、ルートに自分の家や土地がかかるのではとか、目の前に大きな構造物ができて景観が損なわれるのではないかと、工事の騒音が気になって生活し続けることが困難であると、さまざまな不安を抱えながら、この3か月間を過ごしていらっしゃる方がいることが事実です。

この3か月、県はどのようなことを行ってきたのか、なかなか見えないという声もありますので、なぜすぐルートを示せなかったのかお尋ねします。

五味都市計画課長 先ほど申しました、7月に国からルート案の送付を受けまして、都市計画決定権者として、ルート案が都市計画上問題ないか確認を行ってまいりました。具体的に申しますと、集落や工場、また公共施設などへの影響が回避されているか、道路の基準に適合しているか、また道路や河川、交通管理者などとの調整を適切に行っているかなどについて確認を行いました。

その上で、都市計画決定の案を作成するとともに、併せて説明会場の確保、資料の作成、当然ながら住民への日程の周知、こういった説明会の開催に向けた準備を行ってきたところであります。

福井委員 分かりました。丁寧に対応をして、それに要した時間が3か月かかったということ

を認識しました。

県でルートを確認した後、国が示したルート案を何か修正しているのではないか、誰かにとって都合のいいように書き換えているのではないかという疑問も当然生じているということですが、これについてはいかがですか。

五味都市計画課長 先ほど申しました国からのルート案につきまして、チェック、確認、先ほどの確認事項を行いました。道路の基準に適合するなど、都市計画上は問題がなかったということから、修正等はありませんでした。

福井委員 国から示されたルート案に修正がなかったということをお知らせいただきました。では、本日申しました、住民の皆さんのこれまでの気持ちに対してしっかりと寄り添いながら、説明会などの手続を進めてもらいたい旨申し上げて、質問を終わります。

五味都市計画課長 委員おっしゃるとおり、さまざまな意見があるのは承知しております。今後、説明会や公聴会などの手続を進めるに当たっては、地域の合意形成が非常に重要でありますので、引き続き、住民の皆様にご丁寧な対応に努めつつ、都市計画と環境影響評価の手続を着実に進めてまいります。

(河川の伐木、しゅんせつについて)

望月(勝)委員 近年の列島各地での集中豪雨、線状降水帯という状況の中で、河川の災害、氾濫が山梨県にも起こりうる可能性があると思います。そこで心配になるのは、やはり山梨県管轄の河川の伐木、しゅんせつを今どのような計画で進めているのかお伺いします。

蛭原治水課長 伐木、しゅんせつに関するこれまでの取り組み状況、また予定ということで理解いたしました。

県では、国の3か年緊急対策予算が措置された平成30年度以降、積極的に予算を確保しており、令和4年度末までに県内144河川、延長367キロで、河川の伐木、しゅんせつを実施しております。

本年度も引き続き、県内51河川、延長約31キロメートルで伐木、しゅんせつを実施し、さらには取り組みを進めることとしております。

望月(勝)委員 国でも3年間予算を計上して、河川の災害、氾濫への対応をするということでございますけれども、山梨県としても、それに沿って順次計画を進めていただき、氾濫が起こらないような河川管理をしていただきますようお願いいたします。

蛭原治水課長 委員御指摘のとおり、この取り組みは非常に重要なことだと認識しております。今後も引き続き河川の監視を適正に行いながら、必要な予算を確保いたしまして、着実に対策を実施してまいりたいと考えております。

望月(勝)委員 富士川でも笛吹川上流でも、各河川の上流で、山梨県の場合はダム設備がかなり進んでおります。山梨県としては洪水とか、線状降水帯、一夜にしてあふれる洪水、雨

量、そうしたものに対して、ダムと河川の関係の出水、放水にどのように取り組んでいるのか、その点を伺いたいと思います。

蛭原治水課長　ダムは河川管理上、大変重要な施設だと認識しております。

最近の取り組みといたしましては、例えば台風の襲来が事前に分かる中で、事前にダムの水位を下げて、洪水に対する治水容量を確保して取り組みを進める。それは県管理、国管理、民間のダムにも協力を得て、国からの連絡体制を下に備えることとしており、そういった新しい取り組みも進めているところでございます。

望月（勝）委員　下流域への事前の報告、またそうした通達をぜひよろしくお願いします。その辺も兼ねて答弁を求めて終わります。

蛭原治水課長　より一層、今の制度を周知いたしまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

その他

- ・ 第75号議案権利放棄の件については、林政部及び県土整備部に関わることから、林政部、環境・エネルギー部関係の議案の審査において、説明及び質疑を行った後、県土整備部関係の議案の審査において、説明、質疑、討論及び採決を行うこととされた。
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおりと決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月13日に実施することとし、詳細については後日連絡することとされた。
- ・ 本委員会が8月28日から8月30日にかけて実施した県外調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以　上

土木森林環境委員長　長澤　健